

協議会の位置付けと今後の進め方について

1、背景と本協議会の位置付け

地域公共交通の利用者は、モータリゼーションの進展や人口減少によって減少傾向にあり、民間交通事業者が営利事業として地域公共交通を維持していくことは難しくなっています。このため住民の移動手段の確保について本市を含む地方自治体の果たす役割が大きくなってきています。交通政策基本法においても、第9条に地方公共団体の責務として「交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められています。また、地域公共交通活性化再生法（2020年、以下「活性化再生法」と表記）第4条第3項にも「市町村は主体的に地域公共交通の活性化・再生に取り組むように努めなければならない」とされています。

本市が主体的に地域公共交通施策に取り組むには、交通事業者をはじめとして、市民や利用者などの様々な関係者と協議を行う必要があります。こうした様々な関係者と個別に協議や調整をして合意形成を図るのは煩雑であり、また、関係者相互の情報共有もできません。したがって、関係者が一堂に会して協議を行う方が効率的であるため、これまでは道路運送法に基づき自治体が「地域公共交通会議」を開催して、コミュニティバスやデマンド型交通、自家用有償旅客運送等について協議検討するとともに、様々な実証実験や本格導入などが行われてきました。

一方、「地域公共交通会議」は道路運送法に該当するバス・タクシー事業が協議の主な対象となっておりましたが、移動手段の多様化により既存の福祉輸送や病院・商業施設等の送迎サービス、近年多様化するカーシェアやシェアサイクル、レンタル電動キックボード（特定小型原付）などの新たな移動サービスを含めた幅広い対応が必要となってきております。このための協議組織を設置する根拠法が「活性化再生法」で、協議組織のことを通称「法定協議会」といいます。法定協議会では、地域公共交通施策の取り組み内容についての計画を策定し、計画に基づいて各事業を実施します。この計画を「地域公共交通計画」といいます。※本協議会はこの「法定協議会」に該当します。

本市がこれから策定する地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」であり、地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会の場で協議を行って作成するものです。地域公共交通計画においては、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを最大限活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、病院・商業施設・宿泊施設・企業等の既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源も最大限活用することで、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保し、市民や観光客などの幅広い利用者が利用しやすい交通サービスが提供されることを目指します。

地域公共交通計画は、地域の社会・経済を交通の面から支える基盤となるものです。そのため、計画を作成することがすべての地方自治体の「努力義務」とされています。

また、今後は地域公共交通計画を策定することで、地域公共交通の維持に対する国の支援制度である「地域公共交通確保維持改善事業」が活用できるとともに、「地域公共交通特定事業」を活用した各種の公共交通活性化策の実施に対して、特例制度や財政支援の特例等も活用できるようになります。

参考資料：地域公共交通計画等の作成と運用の手引きなど

2、会議の構成員と役割

「法定協議会」では、地域における公共交通の持続可能な提供の確保に資するよう活性化及び再生のための主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて取り組む必要がありますので、各構成員の相互に協力いただき、利用促進に努めてまいります。

会議の構成員の役割は「活性化再生法」によって定められており、協議にあたって基本的な構成員に求められる主な役割は下記のとおりとなっています。また、計画の内容に応じて適宜構成員を追加する事ができるようになっています。

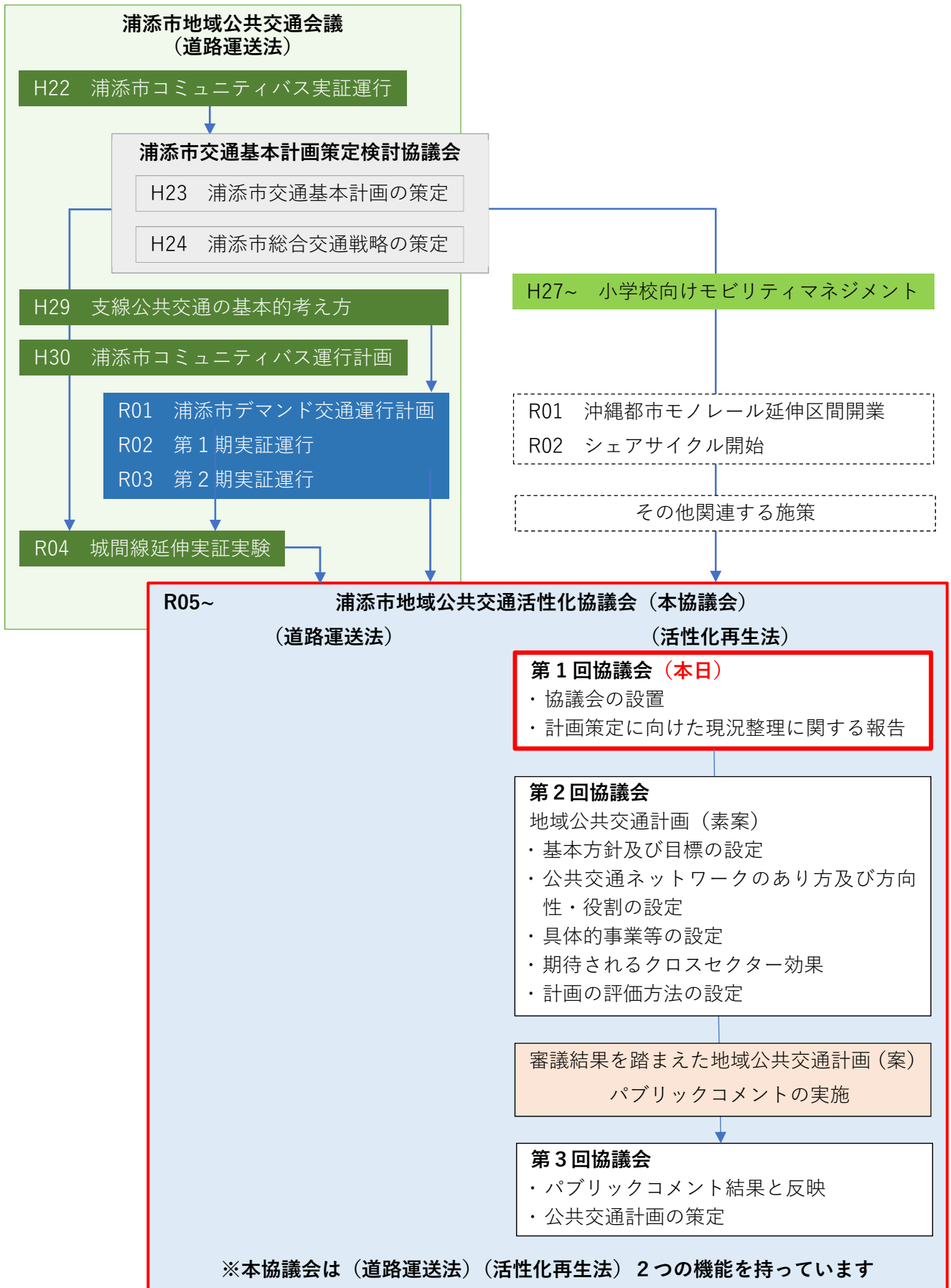
主な構成員	主な役割
市町村	・市町村としての方針を提示 ・地域活性化やまちづくり等の立場からの発言
都道府県	・市町村の境界を越えた広域的な視点での助言
市民・利用者	・日頃から感じている利用する上での課題、困ったことを伝える ・地域の視点から、公共交通に関する課題や必要な取り組みを提案
交通事業者	・公共交通運行の当事者としての助言 ・ノウハウを活かした企画立案
運転者団体	・労働条件及び労働環境の観点での助言 ・運行の実情を伝える
道路管理者	・道路管理上の観点から助言
公安委員会・警察	・交通安全上の観点から助言
学識者	・交通やそれに関連する分野の有識者としてアドバイス
運輸局・支局	・地域の公共交通のあり方について助言

参考資料：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き

※ 法定協議会の構成員は、主宰者から協議会への参加を求められた際、正当な理由なくして応じることを拒めない参加応諾義務があるほか、協議会で決まったことに対する結果尊重義務があります。

3、これまでの取組みと今後の進め方

本市におけるこれまでの主な公共交通関連施策、協議組織の位置付け、今後の進め方を下記に整理します。



基本的考え方①：交通不便地域の改善を図る交通手段の構築

- ・公共交通空白地の解消を図り、市民の誰もが公共交通を使える環境の構築

基本的考え方②：移動制約者（高齢者、児童・生徒等）の移動手段を構築

- ・事故リスクが高い自家用移動だけではなく、高齢者も利用しやすい公共交通の構築
- ・通学に利用可能な公共交通の構築

基本的考え方③：市民の利便性を高める交通手段の構築

- ・市民の移動特性に対応した交通手段の構築

基本的考え方④：広域的・幹線的事業

- ・モレール延長、基幹バス導入、幹線道路整備等の広域的な交通施策と連携した公共交通の構築

基本的考え方⑤：まちづくりの取組との連携

- ・市民が主体のまちづくり関連の取組と連携した公共交通の構築
- ・浦添市が進める様々な施策と連携した公共交通の構築
- ・大規模開発のアクセシビリティを高めるとともに、過度な自動車利用の抑制を図り、渋滞対策の一翼を担う公共交通の構築

基本的考え方⑥：観光客の利便性を高める交通手段の構築

- ・観光施設や人気の飲食店までのアクセシビリティを高めかつ、レンタカー利用に頼らない公共交通の構築
- ・市内のまちめぐりにも便利な公共交通の構築

※上記の実現に向けてコミュニティバス、デマンド交通の導入に向けた検討方針が承認された